

安曇野市事業者支援情報の広報に係るソーシャルメディアの利用に関する運用方針

安曇野市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（平成 26 年 6 月 1 日政策部秘書広報課制定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、商工観光スポーツ部商工労政課が運用する Twitter アカウント（以下、「当アカウント」という。）の運用方針を次のとおり定める。

1 運用するソーシャルメディア

Twitter

2 アカウント名、アカウント管理者名、情報発信者

- (1) アカウント名 安曇野市商工労政課
- (2) アカウント管理者 商工労政課長
- (3) 発信者 商工労政課職員

3 目的

市内事業者に対し、市や県等、公的機関の支援情報を迅速かつ広く発信することを目的とする。

4 発信内容

- (1) 安曇野市ホームページ、広報誌等で提供している商工行政情報
- (2) 市や県、その他公的機関が行う事業者支援情報

5 運用時間

原則として、情報の発信は施設開場日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に行うものとする。

6 コメント等への対応

当アカウントからは原則、リプライ・フォロー・リツイートはしない。ただし、国、地方公共団体など公共性の高い機関のアカウントに対しては、この限りではない。

また、リプライ及びダイレクトメッセージへの個別対応はしない。各情報に質問等がある場合は、商工労政課に問い合わせいただく。

7 利用上の注意

以下の項目に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく投稿を削除又はアカウントのブロック等の必要な措置を行う場合がある。

- (1) 法令等や公序良俗に反する、又は反する恐れのある場合
- (2) 安曇野市や第三者に損害や不利益を与える場合

- (3) 安曇野市や第三者を誹謗中傷している場合
- (4) 政治・宗教・営業活動を目的とする場合
- (5) 虚偽や事実と異なる内容、他者へのなりすまし等の場合
- (6) 著作権や商標権、肖像権などの知的財産権を侵害する場合
- (7) 第三者の個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害する場合
- (8) 有害なプログラム等、安曇野市や第三者のセキュリティに脅威を与える場合
- (9) その他、安曇野市が不適當であると判断した場合

8 知的財産権

掲載している情報（文字、写真、イラスト等）に関する知的財産権は、安曇野市又は正当な権利を有する者に帰属する。

出所を明記しての転載は可能だが、「無断転載を禁じます」等の注意がある場合にはこの限りではない。

9 免責事項

- (1) 掲載している情報の正確性については万全を期しているが、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為については、安曇野市は何ら責任を負うものはない。
- (2) 安曇野市は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない。
- (3) 安曇野市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (4) 投稿に係る著作権等は当該投稿を行った利用者に帰属するが、投稿されたことをもって利用者は安曇野市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、安曇野市に対して著作権を行使しないことに同意したものとする。
- (5) 安曇野市は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断又は中止することがある。
- (6) 上記のほか、当アカウントに関連して生じたいかなる損害についても、安曇野市は一切の責任を負わない。

10 アカウントの停止又は削除

当アカウントで情報を発信することが困難になった場合は、その理由を市公式ホームページ上に明記し、アカウントを速やかに停止又は削除する。

11 運用方針の変更

この運用方針は、必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。